

金融再生法開示債権の状況について

当金庫の平成19年3月期における金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況は、下記の通りで、資産内容は健全です。

今後も、この健全性を維持するため引き続き努力してまいります。

(平成19年3月)

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収 見込額(c)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)		
金融再生法上 の不良債権	11,691	10,475	7,700	2,775	89.61	69.55
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	4,257	4,257	2,558	1,698	100.00	100.00
危険債権	6,653	5,852	4,848	1,004	88.00	55.64
要管理債権	780	366	293	72	46.89	14.93
正常債権	218,959	—	—	—	—	—
合 計	230,650	—	—	—	—	—

※上記開示債権の担保・保証等による回収見込み額には決済確実な割引手形等を含めています。

(注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。